

事 務 連 絡  
令和3年11月17日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その83）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号）等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

なお、「疑義解釈資料の送付について（その80）」（令和3年11月5日付事務連絡）を別添2のとおり訂正いたしますので、併せて送付いたします。

(別添1)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出】

問1 令和3年5月12日付けで保険適用されたSARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和3年11月17日付けで薬事承認された「クイックチェイサー SARS-CoV-2/F1u」（株式会社 ミズホメディー）及び「クイックチェイサー SARS-CoV-2/F1u A, B」（株式会社 ミズホメディー）はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和3年11月17日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問2 令和2年3月6日付けで保険適用されたSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和3年11月17日付けで薬事承認された「FTD SARS-CoV-2キット」（シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社）はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和3年11月17日より保険適用となる。

(別添2)

医科診療報酬点数表関係

問1 区分番号「A003」オンライン診療料の施設基準において、「頭痛患者に対する情報通信機器を用いた診療に係る研修」とあるが、当該研修にはどのようなものがあるか。

(答) 現時点では、一般社団法人日本頭痛学会の実施する「~~一般社団法人日本頭痛学会~~慢性頭痛オンライン診療 e-learning ~~日本頭痛学会~~e-learning」が該当する。